

福岡県公報

平成二十九年十月十三日
第三千九百三十四号
増刊
①

目次

規則 (第五十号)

○事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例
施行規則を廃止する規則 (県民情報広報課) …………… 一

教育委員会

○福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) …………… 一

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) …………… 三

規則

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十月十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十号

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則 (平成十七年福岡県規則第二十八号) は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十月十三日

福岡県教育委員会規則第八号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則 (昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号) の一部を次のように改正する。

別表中

9	福岡県立小倉南高等学校	定時制	全日制	普通 (二四〇)	普通 (二四〇)	を
9	福岡県立小倉南高等学校	定時制	全日制	普通 (二二〇)	普通 (二二〇)	を
9	福岡県立小倉南高等学校	定時制	全日制	普通 (二〇〇)	普通 (二〇〇)	を
9	福岡県立小倉南高等学校	定時制	全日制	普通 (一一〇)	普通 (一一〇)	を
13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	全日制	普通 (二四〇)	普通 (二四〇)	を
13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	全日制	普通 (二〇〇)	普通 (二〇〇)	を
13	福岡県立小倉西高等学校	全日制	全日制	普通 (二〇〇)	普通 (二〇〇)	を
15	福岡県立小倉東高等学校	全日制	全日制	普通 (二〇〇)	普通 (二〇〇)	を
15	福岡県立小倉東高等学校	全日制	全日制	普通 (一六〇)	普通 (一六〇)	を
22	福岡県立八幡中央高等学校	定時制	全日制	普通 (二四〇)	普通 (二四〇)	を
22	福岡県立八幡中央高等学校	定時制	全日制	普通 (八〇)	普通 (八〇)	を
22	福岡県立八幡中央高等学校	定時制	全日制	普通 (四〇)	普通 (四〇)	を

68	福岡県立伝習館高等学校	定時制 全日制	普通(募集停止) 普通(二〇〇)	を
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通(二八〇)、芸術(四〇)	に、
54	福岡県立太宰府高等学校	全日制	普通(三二〇)、芸術(四〇)	を
52	福岡県立筑前高等学校	全日制	普通(四〇〇)	に、
52	福岡県立筑前高等学校	全日制	普通(四四〇)	を
47	福岡県立修猷館高等学校	全日制	普通(四〇〇)	に、
47	福岡県立修猷館高等学校	全日制	普通(四四〇)	を
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通(三二〇)、ファッションデザイン(四〇)	に、
39	福岡県立香椎高等学校	全日制	普通(三六〇)、ファッションデザイン(四〇)	を
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三二〇)、理数(四〇)	に、
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三六〇)、理数(四〇)	を
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三二〇)	に、
31	福岡県立光陵高等学校	全日制	普通(三六〇)	を

90	福岡県立嘉穂総合高等学校	定時制 全日制	生活情報(四〇) 普通(八〇)、地球環境システム(八〇)、ロボットシステム(四〇)、ITシステム(四〇)	を
84	福岡県立東鷹高等学校	定時制 全日制	普通(八〇) 普通(一二〇)、総合生活(四〇)	に、
84	福岡県立東鷹高等学校	定時制 全日制	普通(八〇) 普通(一二〇)、総合生活(八〇)	を
77	福岡県立八女農業高等学校	全日制	生産技術 システム園芸 生物利用 生活科学 〔一二〇〕	に、
77	福岡県立八女農業高等学校	全日制	生産技術(四〇)、システム園芸(四〇)、生物利用(四〇)、生活科学(四〇)	を
76	福岡県立福島高等学校	定時制 全日制	普通(四〇) 普通(八〇)、総合ビジネス(四〇)、生活デザイン(四〇)	に、
76	福岡県立福島高等学校	定時制 全日制	普通(四〇) 普通(一二〇)、総合ビジネス(四〇)、生活デザイン(四〇)	を
68	福岡県立伝習館高等学校	全日制	普通(二〇〇)	に、

第十学区	第十学区	第八学区	第八学区
三 瀧 川 市 郡 大 川 市 郡 柳 川 市 郡 み や ま 市 郡 大 牟 田 市 郡 久留米市のうち 三瀧中、城島中	三 瀧 川 市 郡 大 川 市 郡 柳 川 市 郡 み や ま 市 郡 大 牟 田 市 郡 久留米市のうち 三瀧中、城島中	三 瀧 川 市 郡 小 郡 市 郡 久留米市のうち 城南中、江南中、櫛原中、牟田山中、諏訪中、良山中、明星中、宮ノ陣中、荒木中、筑邦西中、屏水中、青陵中、高牟礼中、北野中	三 瀧 川 市 郡 小 郡 市 郡 久留米市のうち 城南中、江南中、櫛原中、牟田山中、諏訪中、良山中、明星中、宮ノ陣中、荒木中、筑邦西中、屏水中、青陵中、高牟礼中、北野中
三 瀧	三 瀧	三 瀧	三 瀧
羽犬塚中、筑後北中、久留米のうち城南中、江南中、櫛原中、牟田山中、諏訪中、良山中、明星中、宮ノ陣中、荒木中、筑邦西中、屏水中、青陵中、高牟礼中、北野中	羽犬塚中、筑後北中、筑邦西中、荒木中	筑紫野市、筑前町、筑前町、朝倉市のうち十文字中、南陵中、秋月中、甘木中、田主丸中、城島中	筑紫野市、筑前町、朝倉市のうち十文字中、南陵中、秋月中、甘木中、田主丸中、城島中
に	を	に、	を

<p>改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成三十年度以降に入学する者から適用する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高等学校名</td> <td>中 学 校 名</td> </tr> <tr> <td>育 徳 館</td> <td>福岡県立育徳館</td> </tr> <tr> <td>門 司 学 園</td> <td>福岡県立門司学園</td> </tr> <tr> <td>宗 像</td> <td>福岡県立宗像</td> </tr> <tr> <td>嘉 穂</td> <td>福岡県立嘉穂高等学校附属</td> </tr> </table>	高等学校名	中 学 校 名	育 徳 館	福岡県立育徳館	門 司 学 園	福岡県立門司学園	宗 像	福岡県立宗像	嘉 穂	福岡県立嘉穂高等学校附属	<p>改める。</p> <p>別表第三中</p>	<table border="1"> <tr> <td>大 川 樟 風</td> <td>伝 習 館</td> <td>山 門 筑 後 中</td> <td>三 池</td> <td>大 牟 田 北</td> </tr> </table>	大 川 樟 風	伝 習 館	山 門 筑 後 中	三 池	大 牟 田 北
	高等学校名	中 学 校 名																
育 徳 館	福岡県立育徳館																	
門 司 学 園	福岡県立門司学園																	
宗 像	福岡県立宗像																	
嘉 穂	福岡県立嘉穂高等学校附属																	
大 川 樟 風	伝 習 館	山 門 筑 後 中	三 池	大 牟 田 北														
に	を																	